

4

株式

第1. 株式総説	55
第2. 株主の権利及び義務	58
第3. 株主平等原則	62
第4. 株式の内容についての特別の定め	64
第5. 株券	67
第6. 株式の自由譲渡	69
第7. 株主名簿と名義書換え	82
第8. 株式の消却、併合、分割及び無償割当て	87
第9. 特別支配株主の株式等売渡請求	88
第10. 単元株制度	92

第1. 株式総説

1. 株式の意義

均一的な細分化された割合的単位の形をとった株式会社の社員の地位

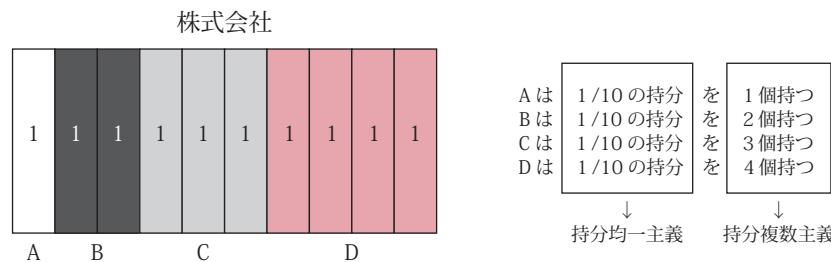
2. 株式の特徴

(1) 均一性

∴ 仮に各社員ごとに社員たる地位の内容を個別的に定めるとする
と、多数の社員が参加する団体では内部関係が処理しきれなくなる
→個性の喪失

(2) 細分化

∴ 出資の容易性



(3) 割合的単位の形をとった株式会社の社員の地位

一株の経済的価値 \doteq 純資産 \div 発行済株式総数

$$1 \text{ 株の経済的価値} \doteq \frac{\text{純資産}}{\text{発行済株式総数}}$$

事 例：Aの死亡によって、その所有する株式1万株をその子B・Cが相続したところ、遺産分割協議がまとまる前に、Cが株主総会決議において、議長の同意を得た上で、自己の相続分に応じた株式について議決権を行使した（なお、招集通知は適法になされていたものとする、126 III, IV参照）。この場合、Bは株主総会決議取消の訴えを提起できるか？また、その訴えは認められるか？

- 株式の相続を会社に对抗するために名義書換(130)が必要かという点については争いがある 論 司H29

I 株式が共同相続された場合の法律関係

準共有説（判例 最判昭 45.1.22 など）

（理由）株式は自益権のみならず、議決権などの共益権を含むため、可分債権（民427）とみることはできない

II 共有株式の権利行使の方法

問題の所在：株式の共有者は会社に権利行使者を指定して通知する必要があるが（106本文），権利行使者はどのように定めるべきか？

多数決説（判例 最判平 9.1.28【会社法百選10】など）

（理由）

- ①全員一致を要求する（民251I）と会社運営に支障をきたすおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮した同条の趣旨を没却する
- ②権利行使者の指定は共有物の管理行為に当たる（民252I）

Advance 協議の要否

共有株式の持分価格の過半数を有するとしても、協議を経ることなく、一部の共有者のみで権利行使者を定めることはできないという立場が有力である（大阪地判平9.4.30、大阪高判平20.11.28参照）

- 定められた権利行使者は自己の判断で株主としての権利を行使することができる。株式の共有者間に権利行使に関しての内部的合意があったとしても、会社に対してこれを対抗することはできない（最判昭53.4.14）

III 106条ただし書の適用範囲

問題の所在：共有者の過半数に基づく決定がない場合に会社の方から権利行使を認めることができるのか（条文上はできそうだが）？

判例（最判平27.2.19【会社法百選11】）＝当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従つたものでないときは、株式会社が106条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではない

→共有に属する株式についての議決権の行使は、特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条1項により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられる

（理由）106条本文は、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法264ただし書）を設けたもの

→106条ただし書は、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたもの

Advance 特段の事情

最判平27.2.19【会社法百選11】は、「当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情」とするが、どのような事情がそれに当たるのかは明示していない（当該事案では、①取締役の選任、②代表取締役の選任、③本店の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転について、「特段の事情」がないとされた）

→調査官解説では、全部取得条項付種類株式の取得を決定する議案（171Ⅰ, 309Ⅱ③）、会社の発行する全部の株式を譲渡制限株式とする定款変更の議案（107Ⅰ①, 309Ⅲ①）が具体例として挙げられている

→学説上は、小規模閉鎖的な会社における取締役の選任、組織再編行為などが具体例として挙げられている

Advance 協議の要否

共有株式の持分価格の過半数を有する一部の共有者が、協議を経ることなく、議決権を行使した場合にまで適法となるのかは、明らかではない

IV 訴訟提起における権利行使者の通知

判例（最判平2.12.4【会社法百選9】、最判平3.2.19、最判平9.1.28【会社法百選10】）＝権利行使者の指定・通知をしていない者は、会社側に著しく信義則に反すると認められる特段の事情がない限り、原告適格を欠く

（理由）訴訟提起も会社に対する権利行使の一種であり、実質的にみても会社運営の便宜を図った106条の趣旨が及ぶと解すべきであるから、106条本文の適用がある

→106条所定の手続の欠缺を理由に原告適格を争う一方で、本案において総会決議の有効な成立を主張する会社の行為は、106条の規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されない

最判平11.12.14は全員一致を要求していたが、会社法106条が制定されたこととの関係で、先例性が疑われていた

共益権も相続の対象となる